

オリックスグループ  
温室効果ガス排出量に係る第三者保証情報  
(2026年3月期)

2026年6月  
オリックス株式会社

## 温室効果ガス排出量に係る第三者保証情報（2026年3月期）

※★が付された指標は、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）の対象です。

### ■スコープ1・2排出量

（単位：t-CO<sub>2</sub>e）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
スコープ1	1,044,892	981,519	991,233	942,714	★ 894,974
スコープ2	151,980	139,766	137,525	121,591	★ 110,364
スコープ1・2合計	1,196,872	1,121,285	1,128,757	1,064,305	★ 1,005,338

スコープ1 （事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス））

重油、軽油、ガソリン、都市ガス、石炭、バイオマス、廃棄物などの燃料燃焼、脱硫処理用石灰石の使用

スコープ2 （他社から供給された電気、熱の使用に伴う間接排出）

電気、熱（蒸気、冷水、温水）の使用

算定範囲・方法

算定期間	各年度4月1日～3月31日
算定範囲	2022年3月期：オリックスグループ連結会社（国内・海外。ただし、一部の海外事業所を除く。） 2023年3月期～2026年3月期：オリックスグループ連結会社（国内・海外。ただし、GHG排出量の重要性が乏しい一部の会社を除く。）
対象活動	GHGプロトコル（GHG Protocol）の直接排出（スコープ1）、間接排出（スコープ2）
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHG排出量（CO<sub>2</sub>量換算）は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づき、GHGプロトコルを参照して算定。（当社グループのGHG算定ガイドラインに基づき算定）</li> <li>・ 当社グループのGHG算定ガイドラインに基づき、GHG排出量には、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）を含む。</li> <li>・ 算定に係る排出係数は、原則として、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の排出係数を使用。</li> <li>・ 2025年3月期より、国内事業所の電力使用に係る排出係数は、電気事業者別の基礎排出係数を使用。</li> <li>・ 海外事業所の電力使用に係る排出係数は、入手可能な場合には電力会社固有の排出係数を、そうでない場合にはIEA（International Energy Agency）国別電力排出係数を使用。（2026年3月期はEmissions Factors 2025を使用）</li> <li>・ 2025年3月期より、当社グループの発電事業者からの電力購入に伴うスコープ2排出量を控除。（2026年3月期は0.3万t-CO<sub>2</sub>eを控除）</li> <li>・ 一部の算定に推計値を使用。</li> </ul>

[注記・補足]

- ・ 排出係数の変更：2022年3月期の集計から、電力消費に伴う排出量の算定はマーケット基準に変更しています。
- ・ 石炭・バイオマス混焼発電所について：相馬石炭・バイオマス発電所（福島県相馬市、設備容量112MW、2018年3月稼働開始）、ひびき灘石炭・バイオマス発電所（福岡県北九州市、設備容量112MW、2018年12月稼働開始）の2カ所で石炭・バイオマス混焼発電所を運営しています。2026年3月期の両発電所のGHG排出量は合計で78.9万t-CO<sub>2</sub>eです。
- ・ 一般的に、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされています。

## 独立業務実施者の限定的保証報告書

2026年6月10日

オリックス株式会社  
代表執行役 高橋 英丈 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社  
東京事務所

業 務 責 任 者 井上 優

オリックス株式会社の温室効果ガス排出量に係る第三者保証情報に含まれる温室効果ガス排出量に関するレポート

### 結論

当社は、オリックス株式会社（以下「会社」という。）の温室効果ガス排出量に係る第三者保証情報（2026年3月期）（以下「温室効果ガス排出量保証情報」という。）に含まれる2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、温室効果ガス排出量保証情報に記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

### 主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- ・会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

### 主題情報の測定又は評価における固有の限界

温室効果ガス排出量保証情報に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

### 業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・リスク評価の結果に基づき選定した響灘エネルギーパーク合同会社、相馬エネルギーパーク合同会社における現地往査
- ・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・抽出したサンプルに関する入手した請求書等との突合
- ・主題情報が会社の定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以 上